

# 参加申込書 記入要領

## 個人競技

- ① **フリガナ**  
氏名をカタカナで正確・丁寧・明瞭に記入してください。
- ② **氏名**  
氏名を漢字で正確・丁寧・明瞭に記入してください。
- ③ **性別**  
該当する性別に○を付けてください。
- ④ **生年月日**  
生年月日を記入するとともに、**令和3年4月1日現在の年齢**を記入してください。
- ⑤ **部別**  
該当する番号に○を付けてください。
- ⑥ **住所**  
郵便番号・現住所・電話番号・FAX番号・メールアドレスを記入してください。また、現在、堺市内の施設等に入所及び通所、並びに学校へ通学されている方は、その施設名・学校名を記入してください。
- ⑦ **障害者手帳**
  - ア 身体障害者の場合
    - ・手帳の番号及び種別・級について正確に記入してください。
    - ・手帳の記載内容について、**そのとおり全文を記入し原疾患をご記入ください。**  
(視覚に障害のある方は、左右それぞれの視力を記入してください。)
  - イ 知的障害者の場合
    - ・手帳交付の方は、手帳番号及び障害程度について正確に記入してください。
    - ・手帳非交付の方は、障害程度の欄に「手帳非交付」と記入してください。
  - ウ 精神障害者の場合
    - ・手帳交付の方は、手帳番号を正確に記入してください。
    - ・手帳非交付で、自立支援医療(精神通院)受給者証の交付の方は自立支援受給者番号を記入してください。
- ⑧ **障害の分類**  
該当する障害の分類の欄にチェックしてください。
- ⑨ **重複障害**  
**出場する障害区分と異なる障害がある場合のみ**、該当する欄にチェックしてください。
- ⑩ **補装具(肢体不自由者のみ)**  
肢体不自由者で競技中に装具を使用される方は、該当する装具欄にチェックしてください。
- ⑪ **堺市大会の出場歴** 該当する欄にチェックしてください。
- ⑫ **全国大会の出場歴** 該当する欄にチェックしてください。
- ⑬ **第1競技・第2競技** 出場する競技名を記入し、**第21回全国障害者スポーツ大会の出場意思の欄にチェックをしてください。**(今大会は、全国大会に出場する意思がある方を対象とします。)また、**2競技とも出場の意思がある方に関しては、第1希望を第1競技欄へ、第2希望を第2競技欄にご記入ください。**今大会に限り、水泳競技は1種目のみとします。

本大会は1人2競技に出場することができます。

ただし、出場する競技の参加条件を満たし、該当する障害区分の種目に限ります。

また、2競技に出場する場合は、選考の対象となる競技の希望順位を示すことができ、両方の競技を全国障害者スポーツ大会の選考対象競技とすることができます。

ただし、第21回全国障害者スポーツ大会に堺市代表選手として出場するのはどちらかひとつの競技のみとなります。

## 障害区分・参加希望種目・自己記録・特記事項について

- 1 障害区分を記入する際は、下記の事項に注意して記入してください。
  - ① 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、いずれか一肢の障害として区分します。  
(両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する。)
  - ② 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けなければいけません。  
(左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する。)
  - ③ 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱います。
  - ④ 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分します。
  - ⑤ 関節離断は、上位の部位の切断として扱います(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
  - ⑥ 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害があるものをいう。下肢の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
  - ⑦ サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱っても構いません。
  - ⑧ 「車椅子常用」とは、日常生活で常に車椅子を使用していることをいい、「車椅子使用」とはスポーツの場面のみに車椅子を使用していることをいいます。
  - ⑨ 切断・機能障害の者が競技で車椅子を使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車椅子使用」の「その他」の障害区分とします。
  - ⑩ 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で、上下肢に障害のある車椅子(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行います。
  - ⑪ 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいいます。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもあります。
  - ⑫ 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない運動のことである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず、早歩きできるものを対象とする。
  - ⑬ 視力障害の視力は、**良い方の視力**で判断されます。また、視野は、判定要因には含めません。
  - ⑭ 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とします。
  - ⑮ 身体障害が重複している場合でも、同一の大会では同じ障害区分で出場してください。
  - ⑯ 障害区分を変えての出場は認めません。
- 2 陸上競技と水泳競技に出場する方は、「自己記録」の欄に自己最高記録を記入してください。
- 3 各競技掲載ページ
  - A 陸上競技 →6-7ページへ
  - B 水泳競技 →8ページへ
  - C アーチェリー競技 →9ページへ
  - D 卓球競技 →10ページへ
  - E フライングディスク競技 →11ページへ
  - F ボウリング競技 →12ページへ
  - G ボッチャ競技 →13ページへ
- 4 申込内容の変更は、令和3年4月1日(木) 17:00までとします。